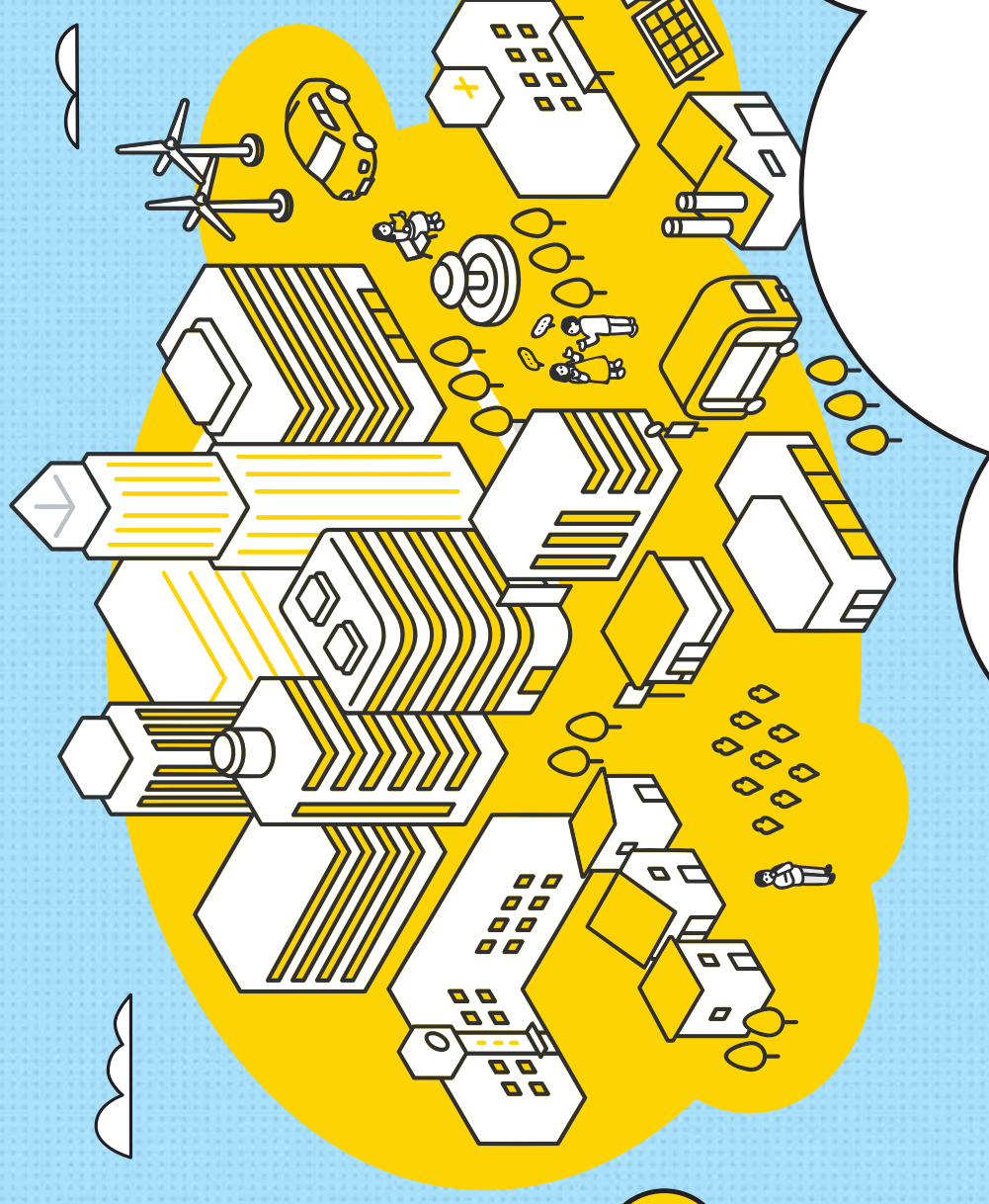


第14次

労働災害防止計画の

概要



厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

労働災害防止計画とは／安全衛生を取り巻く現状

PAGE
03

第14次労働災害防止計画の概要

PAGE
05

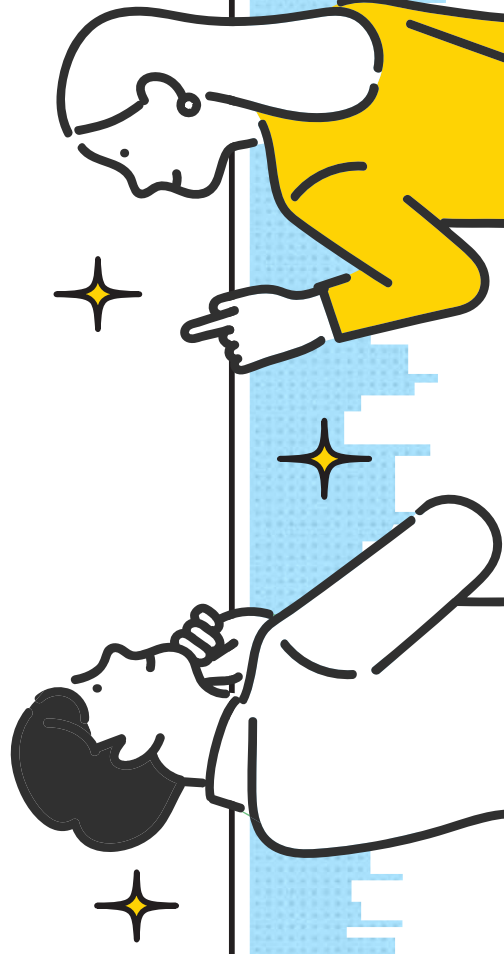
重点事項ごとの具体的取組

PAGE
06

ひとくらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



労働災害防止計画／安全衛生を取り巻く現状①

▶ PAGE 03

労働災害防止計画とは

- 労働安全衛生法(第6条)に基づき、労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を厚生労働大臣が定める5か年計画。

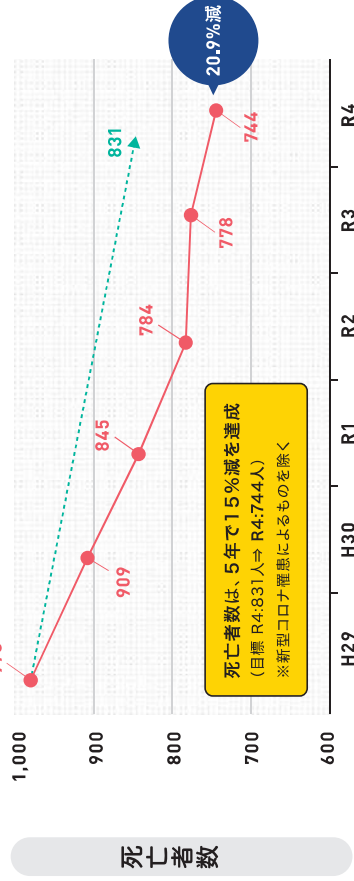
【参照条文(労働安全衛生法)(抄)】

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画(以下「労働災害防止計画」という。)を策定しなければならない。

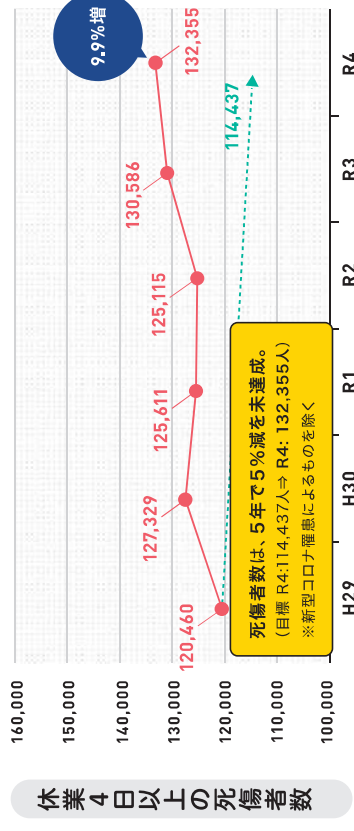
1. 第13次労働災害防止計画期間における労働災害発生状況

- 第13次労働災害防止計画では、**死亡者数の減少**を図ることができた。
- **中小事業者や第三次産業における安全衛生対策の取組が必ずしも進んでおらず、また、60歳以上の労働者の割合が増加した影響により、死傷者数が増加した。**
また、**中高年齢の女性を始めとして労働者の作業行動に伴う転倒等の労働災害が約4割(37%)を占める。**

● 死亡者数 ● 5年で15%減



● 死傷者数 ● 5年で5%減



転倒防止対策や高齢労働者に配慮した職場環境の整備等、中小事業者や第三次産業を中心に自発的な取組を促す環境整備が必要

安全衛生を取り巻く現状②

2. 職場における労働者の健康状態等

職場における傷病等を抱える労働者の現状

- 労働人口の約3人に1人が、何らかの病気を抱えながら働いている。
- 一般定期健康診断の有所見率は50%を超え、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向。
- 治療と仕事を両立できるとするような取組がある事業所は約4割。
 - ▶ 疾病を抱える労働者が離職する時期の8割以上が治療開始後。

労働者の心身の健康状態

- 仕事で強い不安やストレスを感じる労働者の割合は、約5割。
- 小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組は、低調。

3. 化学物質等を起因とする労働災害の状況等

- 化学物質（有害物）を起因物とする労働災害が年間約400件発生。
- 上記約400件の8割を占めるのは、特化則等の個別規制の対象外となっている物質による。
よって、事業場における自律的管理の定着が必要不可欠。
- 石綿使用建築物の解体は2030年頃がピークで、更なる石綿ばく露防止対策の推進が必要。



第14次労働災害防止計画の概要

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からプラス**であると周知する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

- | | | | |
|-------------|---|-------------|---|
| POINT
01 | 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進 | POINT
05 | 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 |
| POINT
02 | 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 | POINT
06 | 業種別の労働災害防止対策の推進
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業 |
| POINT
03 | 高齢労働者の労働災害防止対策の推進 | POINT
07 | 労働者の健康確保対策の推進
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動 |
| POINT
04 | 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 | POINT
08 | 化学物質等による健康障害防止対策の推進
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線 |

死亡災害 5%以上減少

死傷災害

増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

自発的に安全衛生対策に 取り組むための意識啓発

● 社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進



重点事項ごとの具体的取組

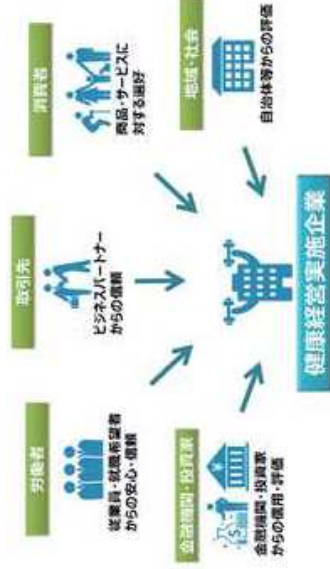
重点①

①自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者に取り組んでももらいたいこと

安全衛生の取組を見える化する仕組みを活用し、主体的に安全衛生対策に取り組む。
* 国等は、安全衛生経費の確保の重要性について、実際に業務を行う事業者は元より仕事の注文者に対しても周知啓発を行う。

ステークホルダーとの関係における「健康経営」のメリット



「健康経営の取組メリット」

- ビジネスパートナーからの信頼
- 金融機関・投資家からの信用・評価
- 商品・サービスに対する選好等

「健康経営の認定実績(2022年度)」

- 健康経営優良法人(大規模法人部門) : 2,676件
- 健康経営優良法人(中小規模法人部門): 14,012件

【SAFEコンソーシアム】 【安全衛生優良企業公表制度】



【SDGs(Sustainable Development Goals)】

目標3 あらゆる年齢の全ての人の健康的な生活を確保し、福祉(ウェルビーイング)を促進する。

3.9:2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。

8.8:移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。



安全かつ安心して働くことができる職場づくりは、「コスト」では無く「人的投資」

- 労働者の安全と健康を守る
- 労働災害に伴う生産設備の停止や各種費用による経済的損失を回避(軽減)
- 人材の確保・育成を始めとする組織の活性化、業績向上、(社会的)価値の向上

CHECK



労働者(中高年齢の女性を中心に)
作業行動に起因する
労働災害防止対策の推進

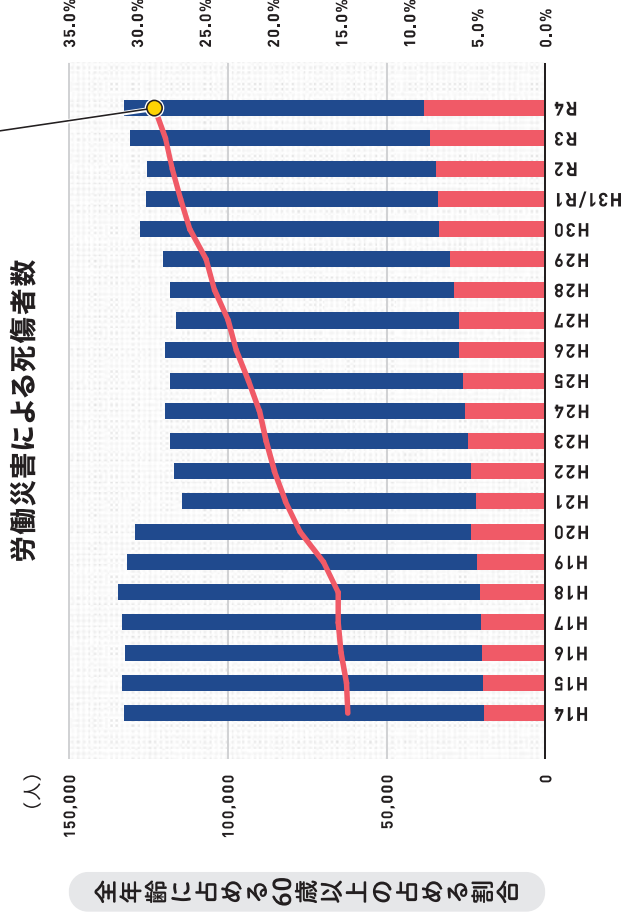
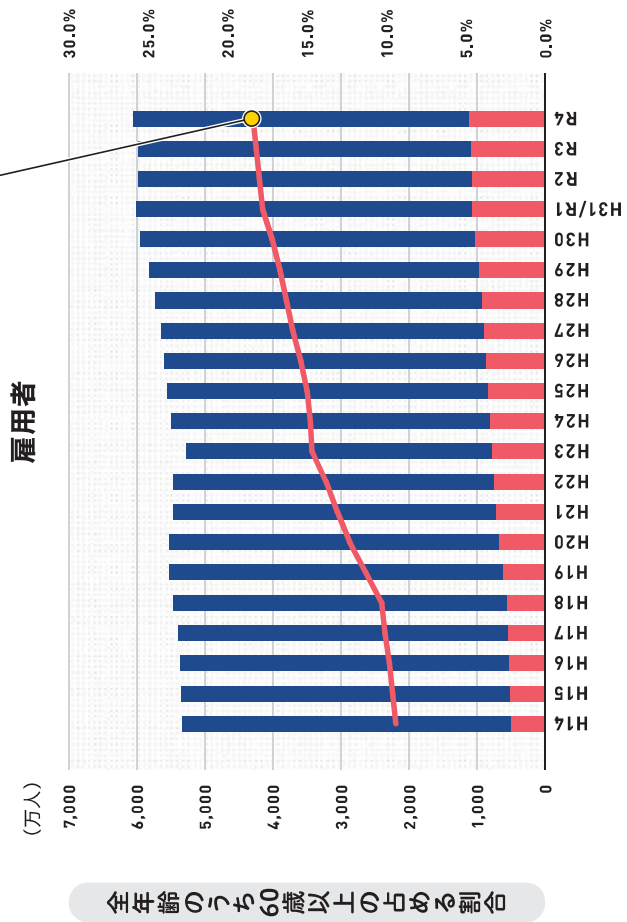


労働災害発生の要因分析①（高年齢労働者）

労働災害は、様々な要因が絡み合って発生するものであるが、その内容や各種経済指標から推察される増加要因は、以下のようなものである。

1. 作業行動に起因

- 労働者の**高齢化**による影響



■ 全年齢 ■ 60 歳以上 — 60 歳以上の占める割合

資料出典：労働力調査（総務省）における年齢別雇用者数（役員を含む。）

※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

資料出典：労働者死傷病報告

事故の型別毎の労働災害発生状況

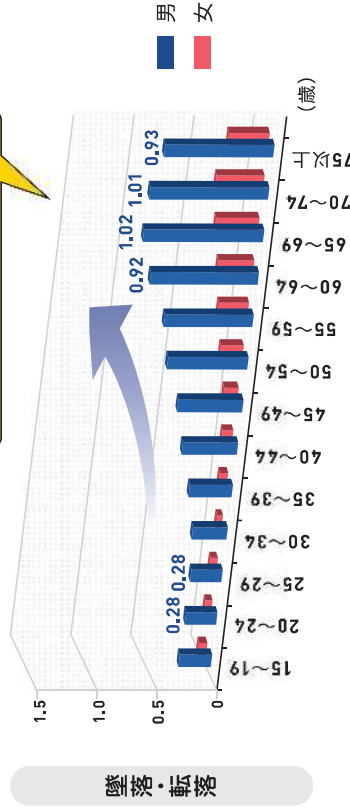
重点②

PAGE 10

- 転倒は、**高齢になるほど労働災害発生率が上昇。**
- **高齢女性の転倒災害発生率は特に高い。**

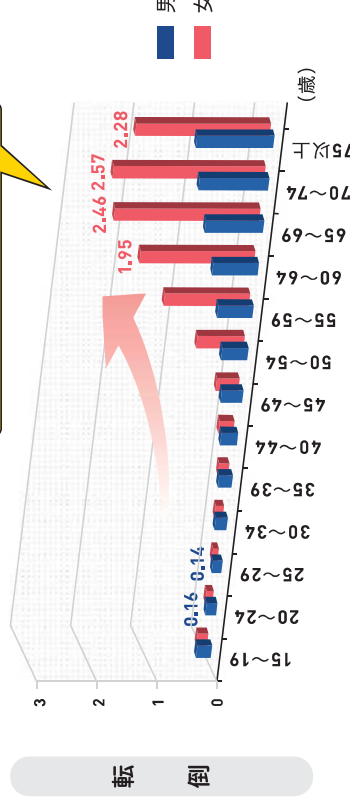
⇒ 年齢の上昇に着目した対策は転倒・墜落・転落で特に重要な課題（とりわけ中高年齢女性の転倒防止）

男性の場合、60代以上（平均0.97）は
20代（平均0.28）の**約3倍**

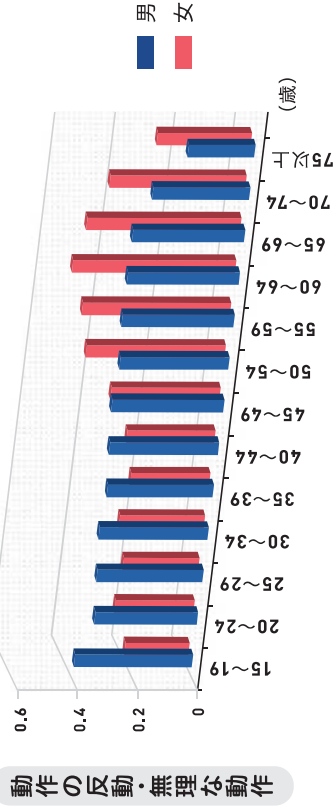


墜落・転落

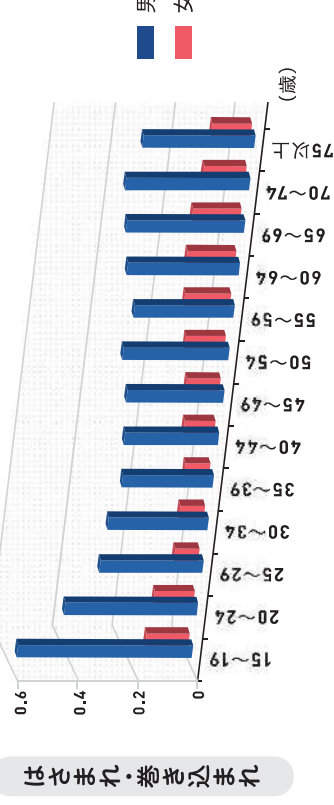
女性の場合、60代以上（平均2.24）は
20代（平均0.15）の**約15倍**



転倒



動作の反動・無理な動作



はさまれ・巻き込まれ

※千人率＝労働災害による死者数/その年の平均労働者数×1,000
※便宜上、15～19歳の死者数には14歳以下を含めた。

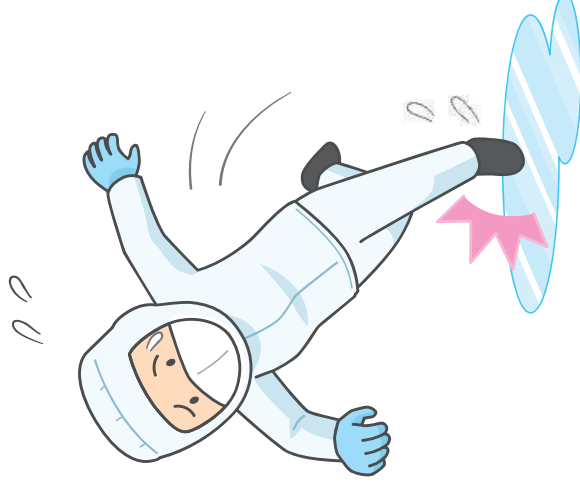
データ出典：労働者死傷病報告（令和3年）
：労働力調査（基本集計・年次・2021年）

労働災害の事例紹介①

重点②

ケース①:製造業

- 01 工場の作業場で水をまいて清掃していた
- 02 濡れた床で足をすべらせ、転倒
- 03 右手をつき、骨折(休業見込期間は6か月)



被災者情報			
性別	女性	年齢	60代
経験年数	9か月		

労働災害の発生要因(推察)

清掃中に床が濡れており、転倒しやすい状況であったこと。被災者は高年齢女性であり、身体機能(骨密度・体幹等)の低下によるものも一因と推察される。

CHECK

労働災害の事例紹介②

▶ PAGE 12

重点②

ケース②：小売業

- 01 商品の陳列作業中に、店内の別の売場に商品を取りに行く
- 02 床に足をとられ、何もないうしろでつまづき、転倒
- 03 右ひざを床に強打し、骨折（休業見込期間は2か月）



被災者情報	
性別	女性
年齢	70代
経験年数	1年

CHECK

労働災害の発生要因（推察）

被災者は高齢女性であり、身体機能（骨密度・体幹等）の低下によるものも一因と推察される。

全ての労働者の転倒災害による平均休業見込日数は47日(令和3年)

重点事項ごとの具体的取組

重点②

②労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでももらいたいこと【転倒予防対策】

- ②：転倒しにくい環境づくり（段差の解消・見える化、通路や作業場所の床の水等の拭き取り、整理整頓の徹底等のハード対策）だけでなく、個々の労働者の転倒や怪我のしやすさへの対応（**転倒等リスクチェックの実施と結果を踏まえた運動プログラムの導入等、骨粗しょう症検診の受診勧奨等**のソフト対策）に取り組む。

転倒等リスクチェック

骨粗しょう症検診の受診勧奨

- 特に高年齢女性に対して、市町村が実施する「骨粗しょう症検診」の受診を勧奨する。

運動プログラムの導入等

- 労働者の身体機能低下を抑制し、転倒災害を予防する。

中災防
転倒災害防止のための身体機能向上セミナー



厚生労働省 毎日3分できる
転びにくい体をつくる職場エクササイズ



②労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでももらいたいこと

- ③：特に第三次産業において、注意喚起をしておくことで防げた災害も多いことから、**パート・アルバイトの労働者も含めて安全衛生教育を着実に実施**する。

安全衛生教育の実施

- 小売業では47%、医療・福祉では44%が**正社員以外への雇入時教育を未実施**（平成28年）
（小売業や介護施設等では人手不足により業務多忙が常態化していること等から、雇入時教育等の安全衛生教育が適切に実施されているとはいえない実態がある。）

動画を活用して労災事故発生防止！



食品スーパーマーケットというパートタイム社員やアルバイト社員が多い業種のため、入社時の安全教育や継続的な啓蒙活動を、より分かり易く伝えるための動画教材を作成しました。
店舗社員が普段からよく知っている、営業や店舗支援業務を担う部署に属する社員が、自ら説明するこ
とでより具体的に伝わりやすい内容となりました。



その結果

- ・労災事故の発生防止につながり、新規出店や社員の入れ替わりにより新規入社者が多い中でも、発事件数の千人率は過去最低となっている。
- ・また、伝える内容にブレがなく、全店での安全教育のスタンダードレベルのアップにも繋がった。

事故を未然に予見する！KYT活動（危険予知トレーニング）



- 背景**
 - ・店舗メンバー：約24,000人が在籍
 - ・パート、アルバイトへの安全教育が行き届いていない
 - ・店舗規模（従業員数）が30人～250人と格差が大きい
- 目的**
 - ・危険予知ができるメンバーを育成し、事故を予見することで未然に防止する
- 内容**
 - ・デジタルツール「Forms」を利用し、システム開発費用はなし
 - ・店舗用スマホ型端末を使用し、個々の労働者のスケジュールに合わせて危険予知トレーニングを実施できる
 - ・前月の労働災害を題材にすることが可能であり、毎月繰り返し実施する事で継続的な教育ができる

12月版KYT（危険予知トレーニング）活動

●このKYTには、実際の事故を題材にしたもので、その場とどんな事故が発生する可能性があるかを、みんなで話し合っています。



回答選択式

- カゴ車の車輪で足を踏む
- カゴ車が転倒して下敷きになる
- カゴ車の底板が抜ける
- ※毎月、15～25問前後出題

対象人数

全店舗（24,000人）

定量的効果

- ・月間平均実施率：88%
- ・月間平均実施人数：約20,000～21,000人

事業者に取り組んでいただきたい内容（2027年まで）（アウトプット指標）

- 転倒防止（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場を50%以上
- **正社員以外への安全衛生教育の実施率を80%以上**（卸売業・小売業・医療・福祉）

取組の成果として得られる結果（2027年まで）（アウトカム指標）

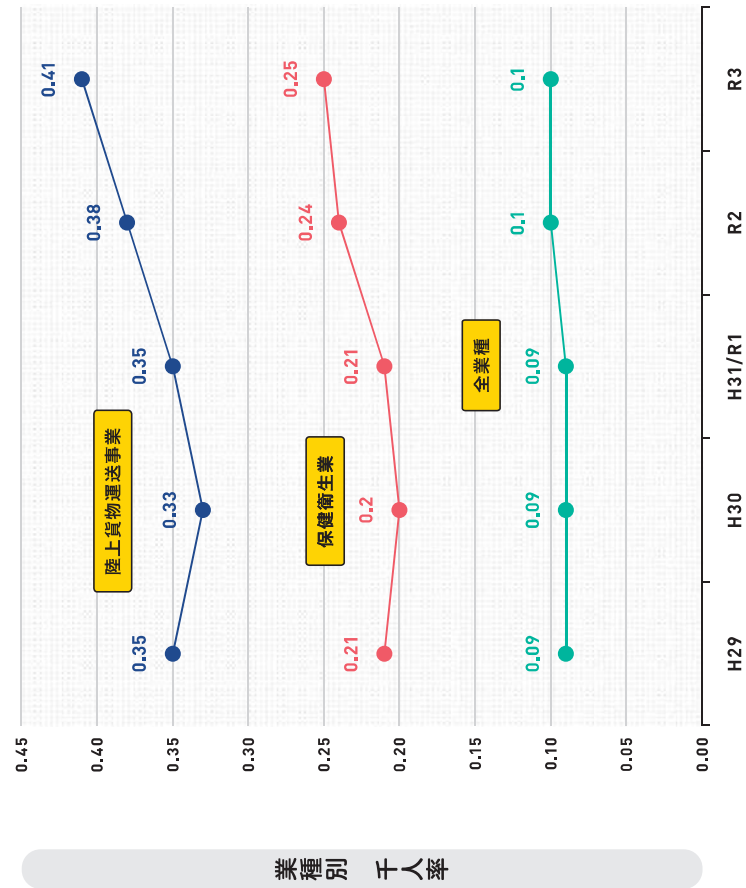
- 転倒の**年齢層別死傷年千人率**を2022年と比較して男女とも**増加に歯止め**
- 転倒による**平均休業見込日数**を**40日以下**

職場の腰痛災害を取り巻く現状

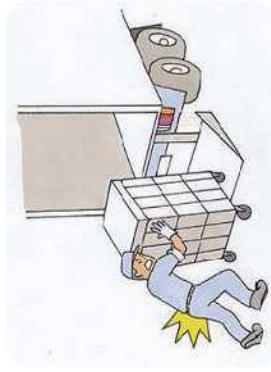
重点②

腰痛災害は、陸上貨物運送事業、保健衛生業で多発しており、職場復帰まで長い期間がかかるほか、経験年数の短い労働者も被災している

● 陸上貨物運送事業 ● 保健衛生業 ● 全産業



陸上貨物運送事業の災害事例



被災者情報	
年齢、性別	20代、男性
休業日数	1か月
経験年数	1年

納品先で台車を使って運んでいたところ、荷が倒れそうになったので支えた際に腰に痛みを感じた

保健衛生業の災害事例



被災者情報	
年齢、性別	20代、女性
休業日数	3か月
経験年数	1か月以内

浴場に移送するため利用者を抱え上げようとして、腰に痛みを感じた直後動けなくなった

②労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

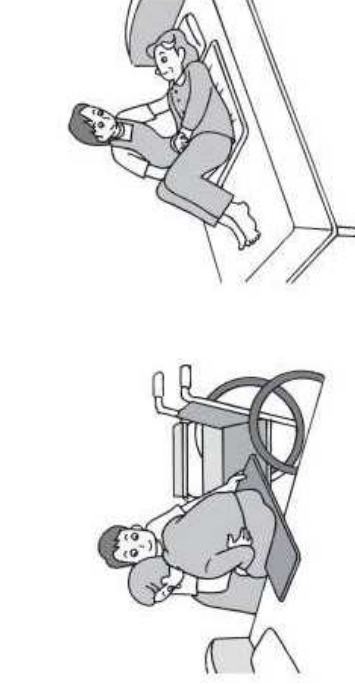
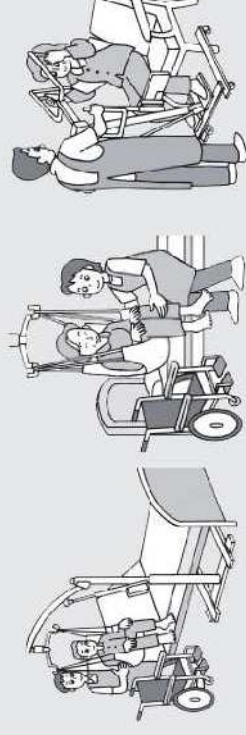
事業者に取り組んでももらいたいこと【作業に合った**腰痛予防対策**】

介護・看護：身体負担軽減のための介護技術（**ノーリフトケア**）や介護機器等の導入

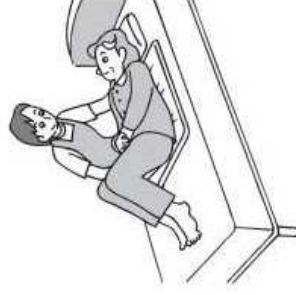
荷物取扱い：人力による重量物の取扱いをできるだけ避け、**リフター**や**自動搬送装置**を使う

重量物注意の警告表示を行っている 等

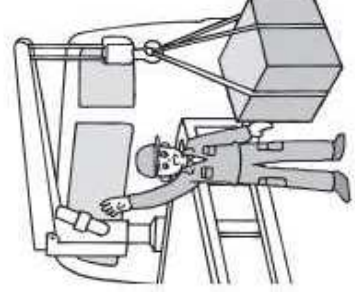
抱え上げない介護・看護で、腰痛を防止しましょう！



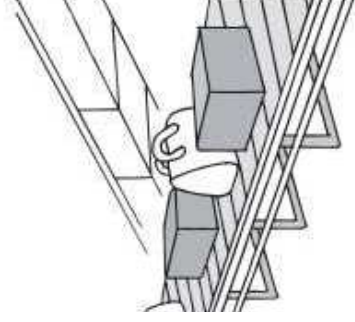
【スライディングボード】



【スライディングシート】



【リフター】



【自動搬送装置】



【重量物注意の警告表示】

事業者に取り組んでいただきたい内容（2027年まで）（アウトプット指標）

ノーリフトケアを導入している事業場を2023年より増加（介護・看護作業）

取組の成果として得られる結果（2027年まで）（アウトカム指標）

社会福祉施設での**腰痛**の**死傷年千人率**を2022年と比較して**減少**

高年齢労働者の 労働災害防止対策の推進



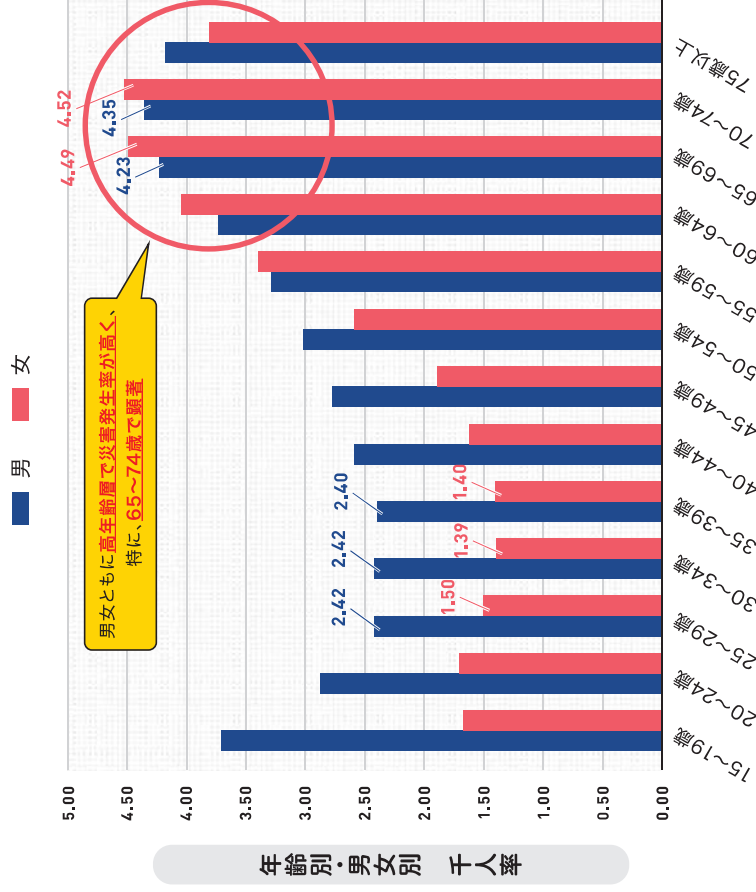
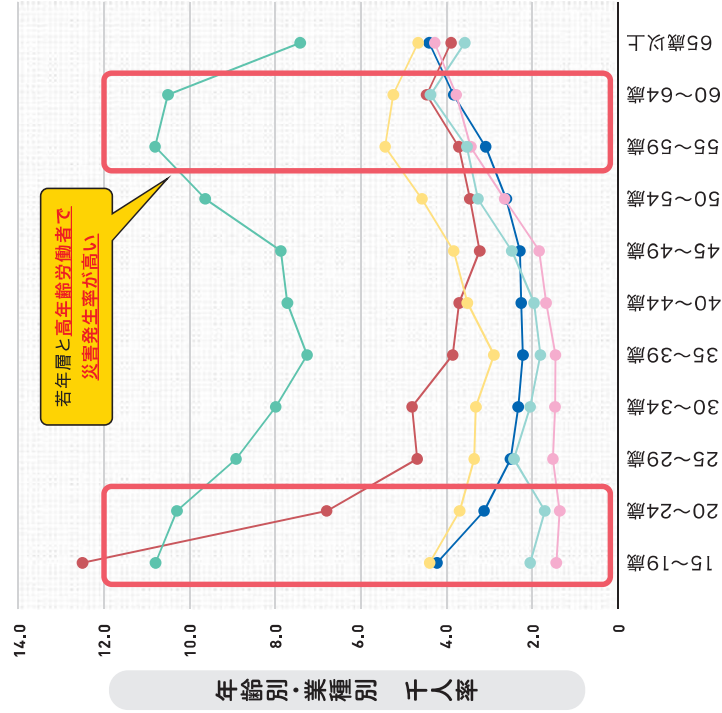
03

高年齢労働者の労働災害の特徴

年齢別・男女別・業種別の傾向

重点③

- 労働災害発生率(千人率)は、男女ともに、**若年層と高年齢労働者で高い。**
- 65～74歳の労働災害発生率(千人率)を30歳前後の最小値と比べると、**男性で約2倍、女性で約3倍。**



データ出所: 労働者死傷病報告(令和3年) 労働力調査(基本集計・年次・2021年)
※1年間の平均労働者数として、「役員を含んだ雇用者数」を用いている。

※千人率=労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000
※便宜上、15～19歳の死傷者数には14歳以下を含めた。
データ出所: 労働者死傷病報告(令和3年) 労働力調査(基本集計・年次・2021年)

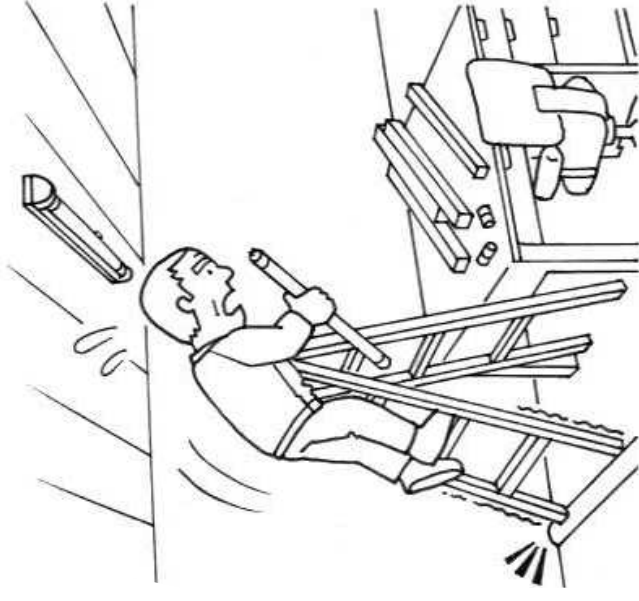
労働災害の事例紹介③

▶ PAGE 20

重点③

ケース③：高年齢労働者の災害

- 01 不点灯の蛍光灯を交換するため、脚立を用いて作業していた
- 02 ステップで足を踏み外し、落下
- 03 右足を床面に強打し、捻挫（休業見込期間は1か月）



被災者情報	
性別	男性
年齢	60代
経年数	3年

CHECK

労働災害の発生要因(推察)

照度が不十分な環境であったことに加え、労働者の視力や筋力等の身体機能の低下も一因と推察される。

重点事項ごとの具体的取組

重点③

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進(1)

事業者に取り組んでももらいたいこと

■ エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた対策

* 国では「エッセンス版」の作成・周知啓発

POINT 01 安全衛生管理体制の確立等

経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織・担当者を指定、リスクアセスメントの実施

POINT 02 職場環境の改善

身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理、勤務形態等の工夫

POINT 03 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

健康測定等により、事業者、高年齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握

POINT 04 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能の維持向上への取組

POINT 05 安全衛生教育

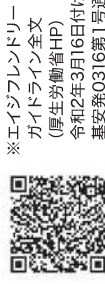
写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練

事業者に取り組んでいただきたい内容(2027年まで)(アウトプット指標)

「エイジフレンドリーガイドライン」に沿った対策を講じる事業場を50%以上

取組の成果として得られる結果(2027年まで)(アウトカム指標)

60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して男女とも増加に歯止めをかける



※エイジフレンドリー
ガイドライン全文
(厚生労働省HP)
令和2年3月16日付け
基安発0316第1号通知

「**高齢労働者の労働災害防止対策**」や「**コラボヘルス等の労働者の健康保持増進**」のための**取組に対して補助**

補助案件

高齢労働者の労働災害防止対策コース		コラボヘルスコース
対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者 ^(※1) (3) 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者 ^(※1) (3) 労働者を常時1名以上雇用している
補助対象	高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費(機器の購入・工事の施工等)	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
上限補助額率	1/2 (上限額:100万円)	3/4 (上限額:30万円)

※ 2コース併せての上限額は100万円です。
※ 2コース併せた申請の場合は、必ず2コース同時に申請してください(月を変えて別々の申請はできません)。
※ 全ての申請者に交付されるものではありません。
※ 1 中小企業事業者の範囲

補助対象となる取組

高齢労働者の労働災害防止コース

- 高齢労働者(60歳以上)の労働災害の防止のための取組に要する費用が補助対象
- 転倒・墜落災害防止対策
 - 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策
 - 暑熱な環境による労働災害防止対策
 - その他の高齢労働者の労働災害防止対策



従業員通路の段差の解消

水場における防滑性能の高い床材等の導入

従業員通路への凍結防止装置の導入



転倒・腰痛災害防止のための運動指導の実施



移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入



暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備

コラボヘルスコース

労働者の健康保持増進のための次の取組に要する費用が補助対象

- 健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の健康教育等(オンライン開催、eラーニングなども含む)※産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの
- 事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によるコラボヘルスを実施するための健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行うシステムの導入
- 栄養・保健指導の実施などの労働者への健康保持増進措置(健康診断、歯科検診、体力チェックの費用は除く)

※ 労働者数またはは資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

重点事項ごとの具体的取組

重点③

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進（２）

事業者に取り組んでももらいたいこと

健康診断結果をデータ保存・管理し、保険者にデータを提供。保険者と連携して、予防・健康づくりなどのコラボヘルス（＊）を実施。

＊ 事業者が保険者と連携した健康保持増進。国は、コラボヘルス推進のための費用の一部をエイジフレンドリー補助金にて支援

■ コラボヘルスの事例

- ① 健康保険組合提供のレセプトデータなども活用しながら、定期健康診断結果や長時間労働データなどの分析を行い、事業場の保健師・看護師が課題解決のための施策（運動セミナー、メンタルヘルスのe-learningなど）を各部門ごとに提案することで、具体的な取組みにつなげられた。
- ② 健康保険組合による禁煙外来費用の全額補助を活用し、喫煙率が4年間でマイナス5%となった。

医療費の適正化

従業員の生産性の向上

従業員等の健康増進

健康経営の推進

データヘルスの推進

コラボヘルスで保健事業の基盤を強化

職場環境の整備

保健事業の実施

事業主

健保組合

役割分担・連携



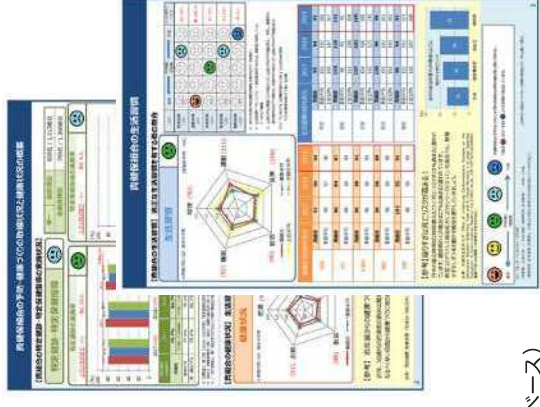
健康スコアリングレポートの活用方法

- 経営者に対し、保険者が自らのデータヘルス分析と併せて、スコアリングレポートの説明を行い、**従業員等の健康状況について現状認識を持ってもらうことを想定。**
- その上で、企業と保険者が問題意識を共有し、**経営者のトップダウンによるコラボヘルスの取組の活性化を図る。**

＊ 健康スコアリングレポートの概要

- 各健保組合の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、**全健保組合平均や業態平均と比較したデータ**を見える化。
- 厚労省・経産省・日本健康会議の三者が連携し、NDB（＊）データから保険者単位のレポートを作成の上、約1,400の全健保組合及び20の国家公務員共済組合に対して通知。（2018年度実績）

（＊）National Data Base（レセプト情報・特定健診等情報データベース）



多様な働き方への対応や
外国人労働者等の
労働災害防止対策の推進



外国人労働者の労働災害発生状況

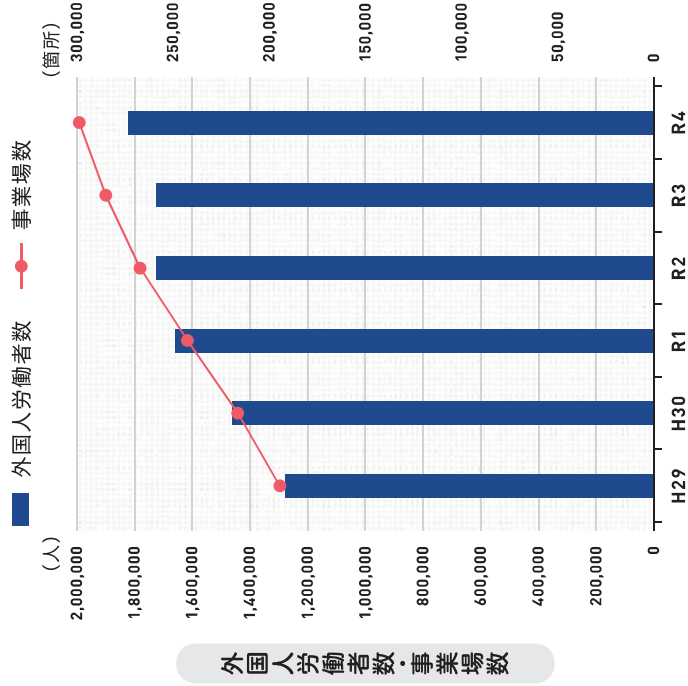
重点④

外国人労働者数の増加に伴い、**外国人労働者の死傷者数も増加傾向**。全業種と比較して、**外国人労働者の災害発生率は高い**。

これについて、以下の要因が考えられる。

- ①業務経験が比較的短い
- ②日本語そのものの理解が不十分
- ③コミュニケーション不足により、職場の「危険」の伝達・理解も不足

外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



※令和4年1月28日厚生労働省発表「外国人雇用状況」の届出状況まとめ
(令和3年10月末現在)より数値引用

令和3年死傷年千人率

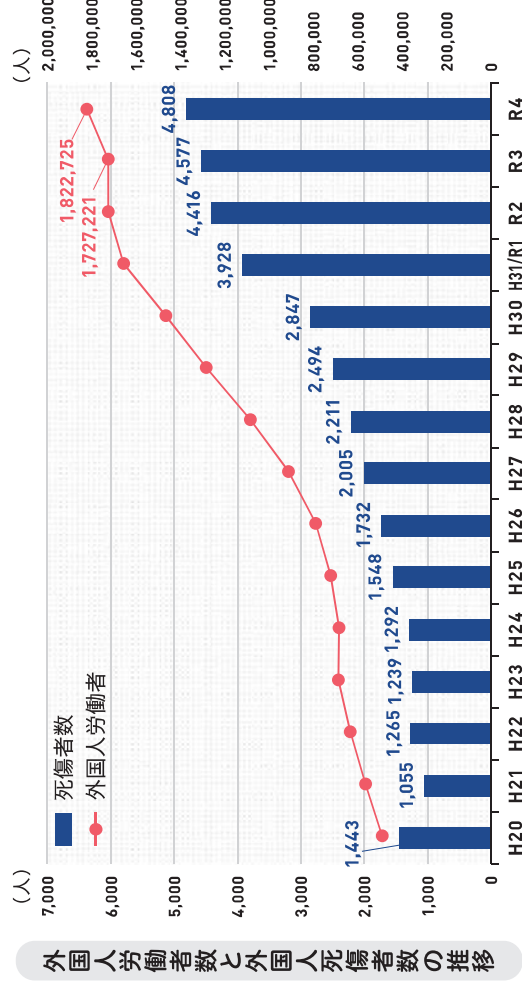
全て(役員除く)

2.32

外国人労働者

2.64

全ての労働者と比較して外国人労働者の労働災害発生率は高く対策が急務



労働者死傷病報告の様式改正に伴い、平成31年以降の死傷者数は平成30年までとは把握の方法が異なっている。 ※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

重点事項ごとの具体的取組

重点④

④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでももらいたいこと

- 「テレワークガイドライン」(*1)や「副業・兼業ガイドライン」(*2)に基づく労働者の安全と衛生の確保
(*1)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月改定)
(*2)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月最終改定)
- 外国人労働者への安全衛生教育や健康管理を実施 *国は、危険を「見える化」するピクトグラム安全表示の開発を促進
・外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。(母国語や視聴覚教材の使用)
・使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を確実に理解させる。
・標識、掲示及び表示等に図解を用いる、母国語で注意喚起語を表示する。等



事業者に取り組んでいただきたい内容(2027年まで)(アウトプット指標)

母国語や視聴覚教材を用いて、外国人労働者向けの災害防止の教育を実施している事業場を50%以上

取組の成果として得られる結果(2027年まで)(アウトカム指標)

外国人労働者の死傷年千人率を全体平均以下

個人事業者等に対する 安全衛生対策の推進



重点事項ごとの具体的取組

重点⑤

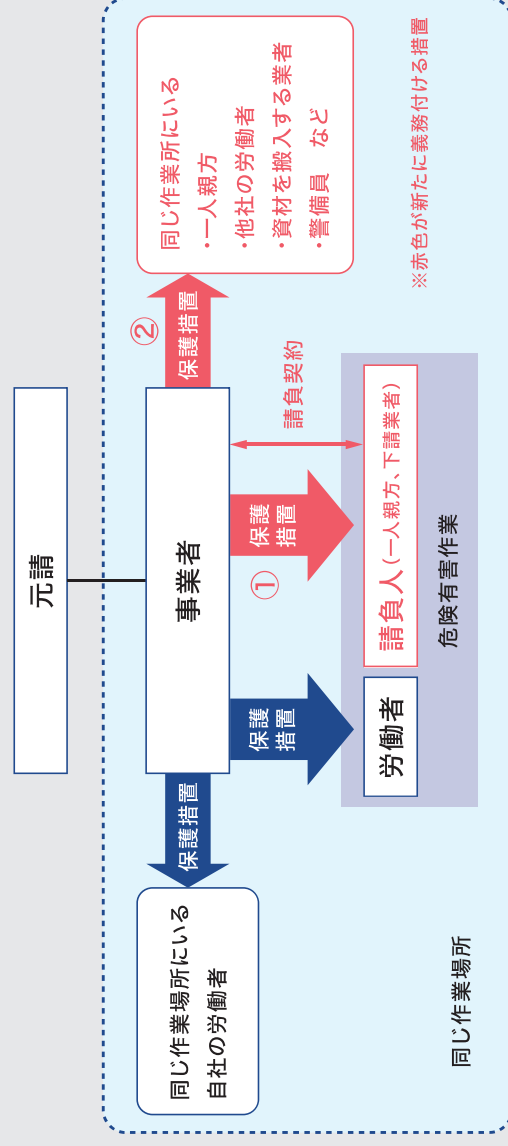
PAGE 28

⑤個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

建設アスベスト訴訟の最高裁判決において、労働安全衛生法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされたことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正。

事業者に取り組んでももらいたいこと

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施。
- ② 同じ作業場所にいる労働者以外の者（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、労働者と同等の保護措置を実施。



同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する保護措置の主な内容 令和5年4月1日施行

- 危険箇所への立ち入りを禁止する義務。
- 特定の場所での喫煙・飲食を禁止する義務。
- 危険性等を掲示して知らせる義務。
- 事故発生時、退避させる義務。

*「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」において、事業者が個人事業者等に対して取り組みべき災害防止対策等を検討中。

業種別の

労働災害防止対策の推進

- 陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業



荷役作業時における労働災害防止対策

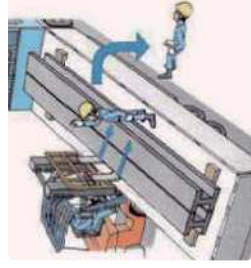
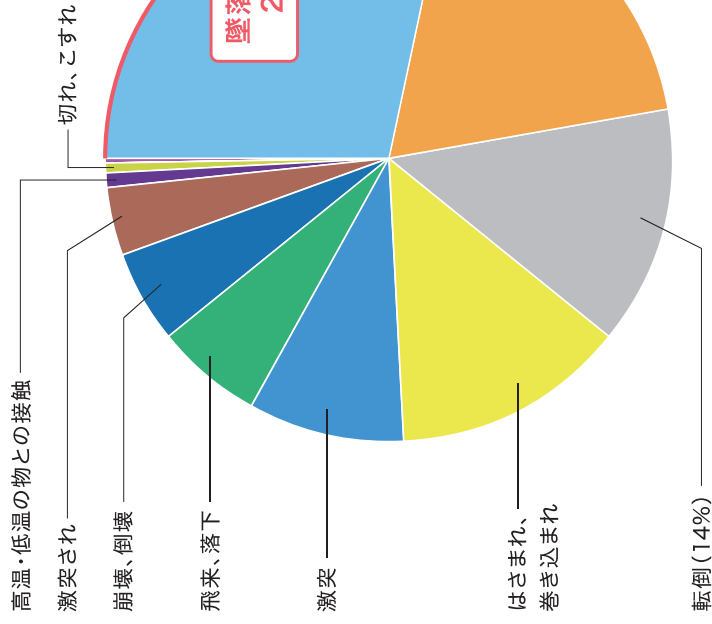
重点⑥

PAGE 30

- 荷役作業時の労働災害においては、**墜落・転落が約30%**と最多。
 - 墜落、転落のうち、**トラックからの墜落、転落が約70%**。
- ⇒ **荷役作業時における労働災害防止対策の充実が急務。**

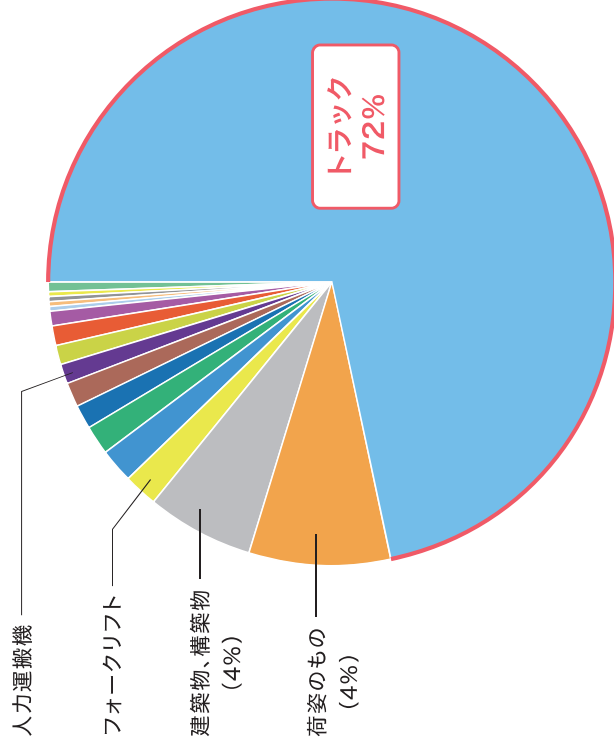
荷役作業時における事故の型

- 労働災害内訳×「事故の型」(荷役災害)



墜落、転落における起因物

- 労働災害内訳(荷役災害)
事故の型(墜落、転落)×「起因物」



出典：労働者死傷病報告(令和2年)

重点事項ごとの具体的取組

重点⑥

⑥業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業）

事業者に取り組んでももらいたいこと

「荷役5大災害」防止のポイント

POINT 01 トラック・荷台等からの墜落・転落による災害

⇒ 作業場所の高さに関わらず、必ず保護帽を着用すること

POINT 02 トラック・荷台等での荷崩れによる災害

⇒ 荷を積み込むとき、必ず積荷の状態を確認すること

POINT 03 フォークリフト使用時における災害

⇒ フォークリフトの運転者や周囲の労働者は、定められたルール（作業計画等）に基づき適切に行動すること

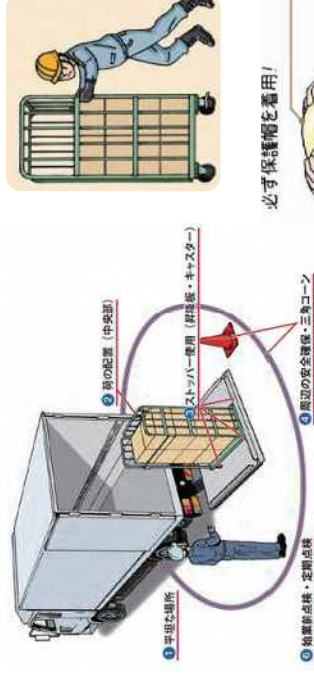
POINT 04 トラックの無人暴走による災害

⇒ トラックを降車するとき、必ず逸走防止措置（※）を行うこと
（※）逸走防止措置：①パーキングブレーキ、②エンジン停止、③ギアロック、④輪止め

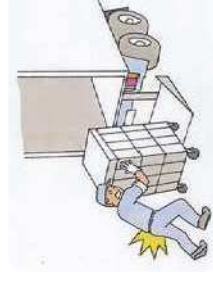
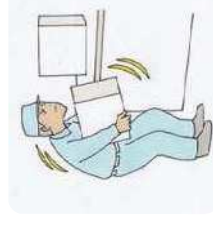
POINT 05 トラック後退時における災害

⇒ 後退誘導に係るルール（作業計画等）を定め、後方確認ができる場合にのみ、トラックを後退をさせること

● 作業に合った腰痛予防対策の実施



必ず保護帽を着用！



事業者に取り組んでいただきたい内容（2027年まで）（アウトプット指標）

「荷役作業における安全ガイドライン」に沿った対策を講じる事業場を45%以上

取組の成果として得られる結果（2027年まで）（アウトカム指標）

死傷者数を2022年と比較して5%以上減少

荷役作業時における労働災害防止対策③

重点⑥

PAGE 32

(陸上貨物運送事業における労働災害防止のためのガイドライン)

荷役作業の安全対策ガイドライン

(平成25年3月25日付け基発0325第1号)

陸運事業者の実施事項

- 管理体制の確立
- 具体的な防止対策
 - ・墜落、転落による労働災害の防止対策
 - ・フォークリフト、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策
 - ・転倒による労働災害の防止対策

- 安全衛生教育の実施
- 荷主等との連絡調整

→ 『安全作業連絡書』の使用

- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
 - 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保

荷主の協力が
不可欠

荷主等の実施事項

- 改善基準告示(※)の遵守
- 陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知
- 陸運事業者との連絡調整

→ 『安全作業連絡書』の使用

- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
 - 疲労に配慮した休憩時間の確保、着時刻の弾力化
- 安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保

交通労働災害防止のためのガイドライン

(平成20年4月3日付け基発第0403001号)

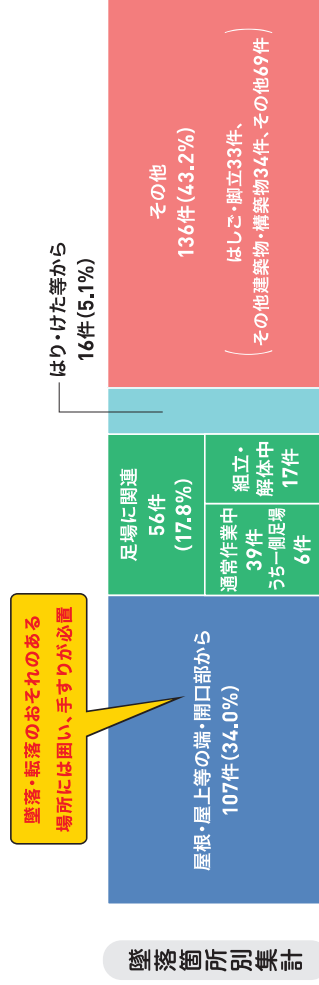
- 管理体制の確立等
- 適正な労働時間の管理、走行管理
 - ・走行計画の作成
 - ・点呼等の実施
 - ・荷役作業を行わせる場合の措置
 - 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保
 - ・荷の適正な積載
- 教育の実施
 - ・交通危険予知訓練
- 意識の高揚
 - ・交通安全情報マップの作成
- **荷主・元請事業者による配慮等**
 - ・過積載運行の防止
 - ・改善基準告示(※)の遵守
 - ・安全な走行が出来ない発注の禁止
 - ・到着時間の再設定等の措置
- 健康管理

※改善基準告示:自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

重点事項ごとの具体的取組

⑥業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）

建設業における墜落・転落による死亡災害発生状況



事業者に取り組んでいただきたい内容
(2027年まで) (アウトプット指標)

墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメント
に取り組む事業場を85%以上

取組の成果として得られる結果
(2027年まで) (アウトカム指標)

死亡者数を2022年と比較して15%以上減少

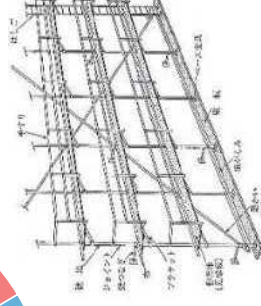
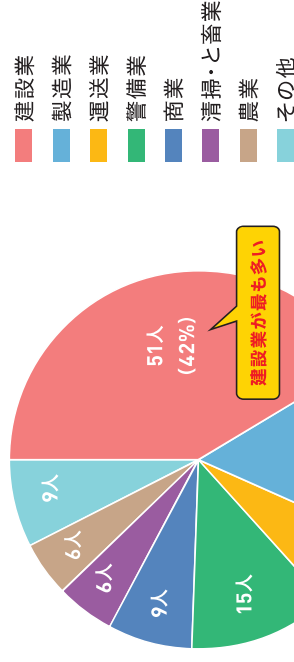
事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・**墜落・転落のおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、フルハーネス型**
墜落制止器具の確実な使用
- ・はしご・脚立等の安全な使用の徹底等の実施
- ・**墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントの実施**
- ・**作業場所の暑さ指数を測定し、屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置**

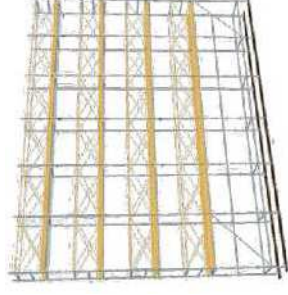
*このほかの熱中症、騒音対策は、重点事項⑧を参照

重点⑥

過去5年間(平成30～令和4年)の熱中症による死亡災害



一側足場の例((一社)仮設工業会より提供)

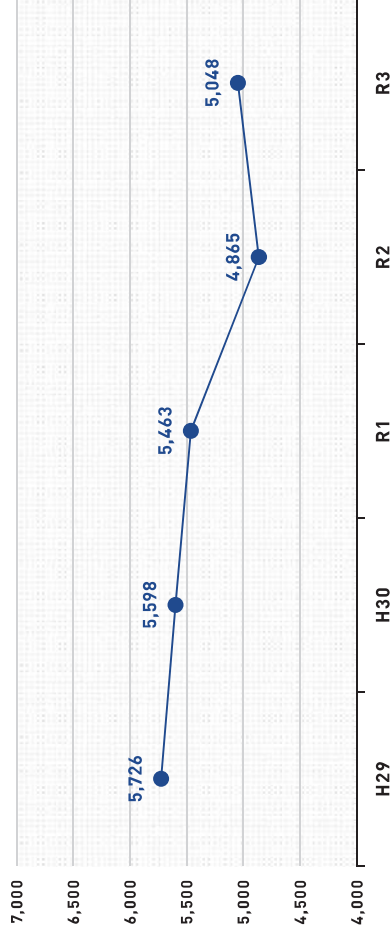


本足場の例((一社)仮設工業会より提供)

重点事項ごとの具体的取組

⑥業種別の労働災害防止対策の推進（製造業）

機械（※）によるはさまれ・巻き込まれ災害の死傷者数の推移



（※）原動機、動力伝達機構、木材加工用機械、建設用機械、金属加工用機械、一般動力機械、車両系木材伐出機械等、動力クレーン等、動力運搬機を計上

事業者に取り組んでいただきたい内容
（2027年まで）（アウトプット指標）

機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策
に取り組む事業場を60%以上

取組の成果として得られる結果
（2027年まで）（アウトカム指標）

機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者
数を2022年と比較して5%以上減少

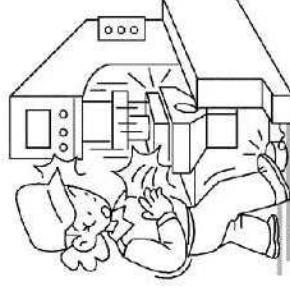
事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・製造時の残留リスク情報の使用者への確実な提供
- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上
- ・リスクアセスメントの実施結果に基づき合理的な代替措置による安全対策を推進

*国は、作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのVRの活用要件を検討

重点⑥

プレス機械に手をはさまれそうになった



（対策の例）

両手で左右の操作部を操作する
面手操作式にする。

機械の清掃中に手を巻き込まれそうになった



（対策の例）

ガードを閉じなければ作動しない
インターロックガード式にする。

食品加工用粉砕機・混合機



インターロック機構（可動式覆いを閉じないと回転部が動かない機能）を有するミキサーの事例

重点事項ごとの具体的取組

▶ PAGE 35

重点⑥

⑥業種別の労働災害防止対策の推進（林業）

※1「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」平成27年12月7日付け基発1207第3号 ※2「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備のためのガイドライン」平成6年7月18日基発第461号の3

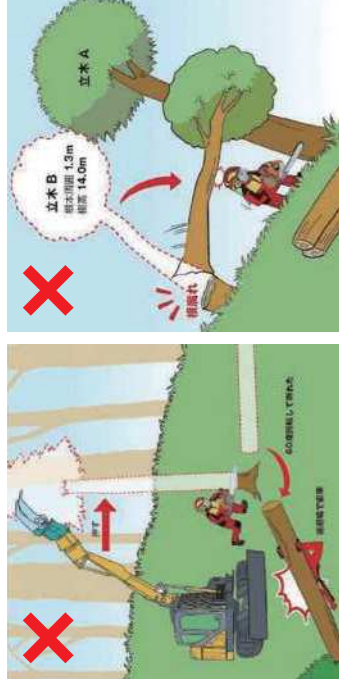
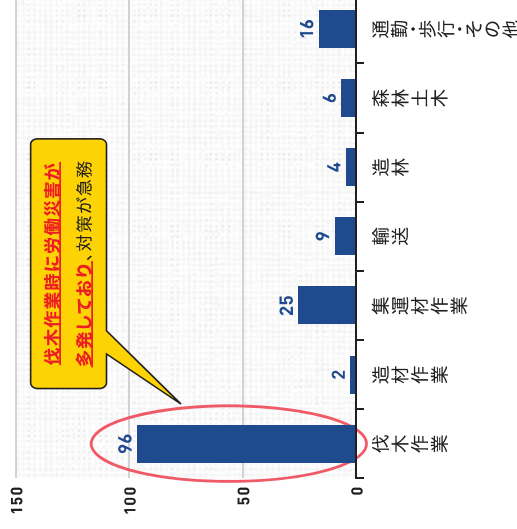
千人あたりの災害発生率（死傷年千人率）

死傷千人率（R4年）	
林業	23.5
製造業	2.69
建設業	4.45
全業種	2.32

全業種の約10.1倍

（出典）死亡者数は厚生労働省安全課調べ、死傷者数は労働者死傷病報告、災害発生率は労働力調査より集計した値により算出

林業の作業種別死傷災害の発生状況（平成30年～令和4年）



伐倒する木の下敷きにならないよう、周囲（伐倒する木の2倍の長さ）に労働者を立ち入らせない、待避場所を決める、立入禁止がわかるようにしましょう

事業者に取り組んでいただきたい内容（2027年まで）（アウトプット指標）

「伐木等作業の安全ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を50%以上

取組の成果として得られる結果（2027年まで）（アウトカム指標）

伐木作業による死亡災害を重点として、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、死者数を2022年と比較して15%以上減少

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・伐木等の際にはあらかじめ待避場所を決めておき、伐倒する者以外の労働者を立ち入らせない。また、立入禁止について縄張、標識等で明示する
- ・連絡責任者を定め、緊急時の連絡体制を整備する
- ・チェーンソーを使用する際は、下肢を保護する防護衣を着用させる
- ・かかり木処理について、かかられている木を伐倒したり、かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させない

労働者の 健康確保対策の推進

● メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

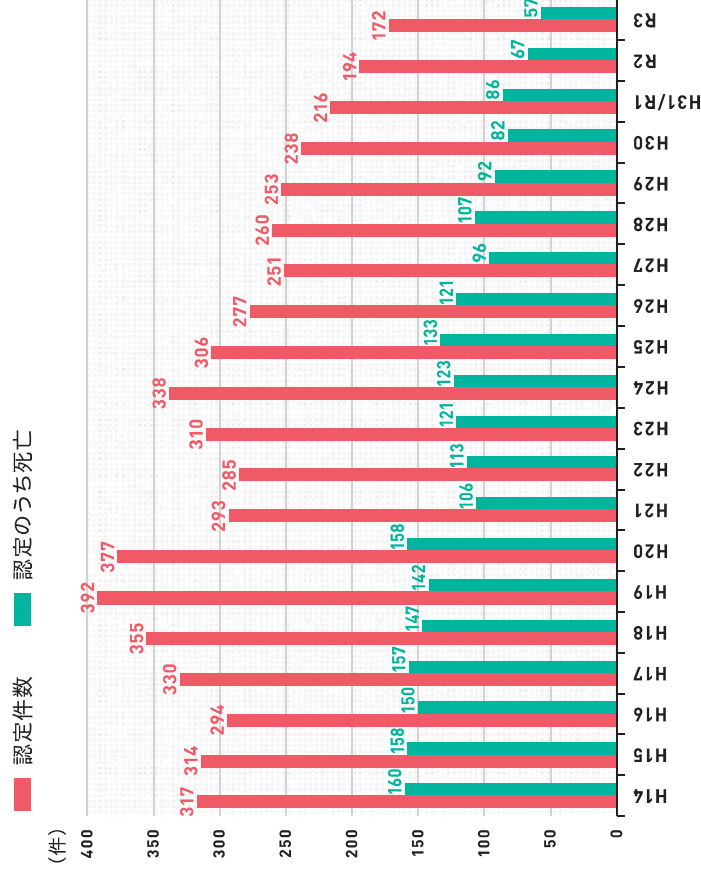


脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況

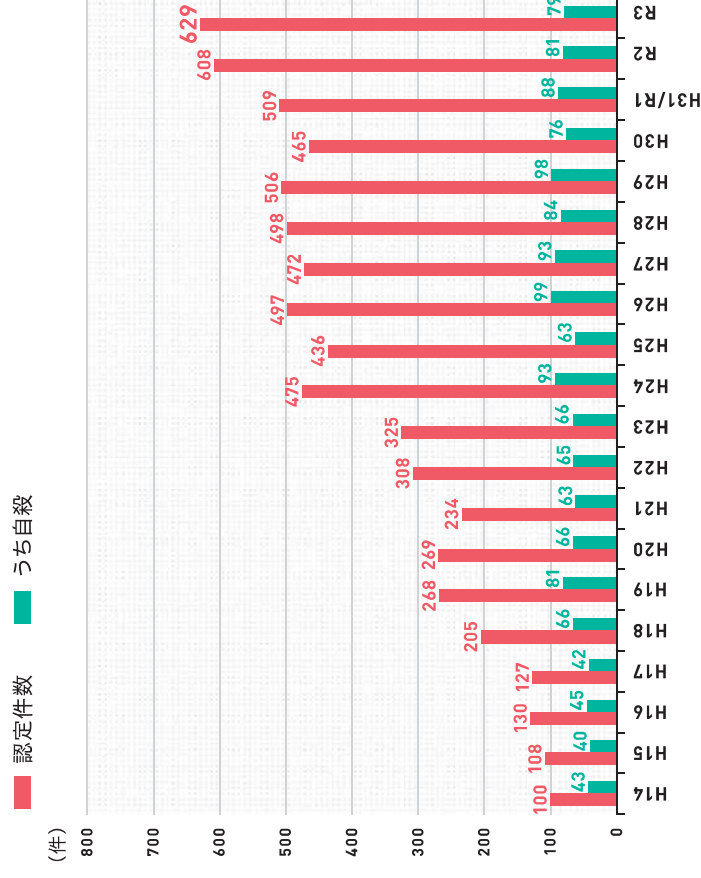
重点⑦

- 脳・心臓疾患の労災認定件数は減少傾向。
- 精神障害等の労災認定件数は、令和3年度に過去最高となった。

脳・心臓疾患の労災補償状況



精神障害等の労災補償状況

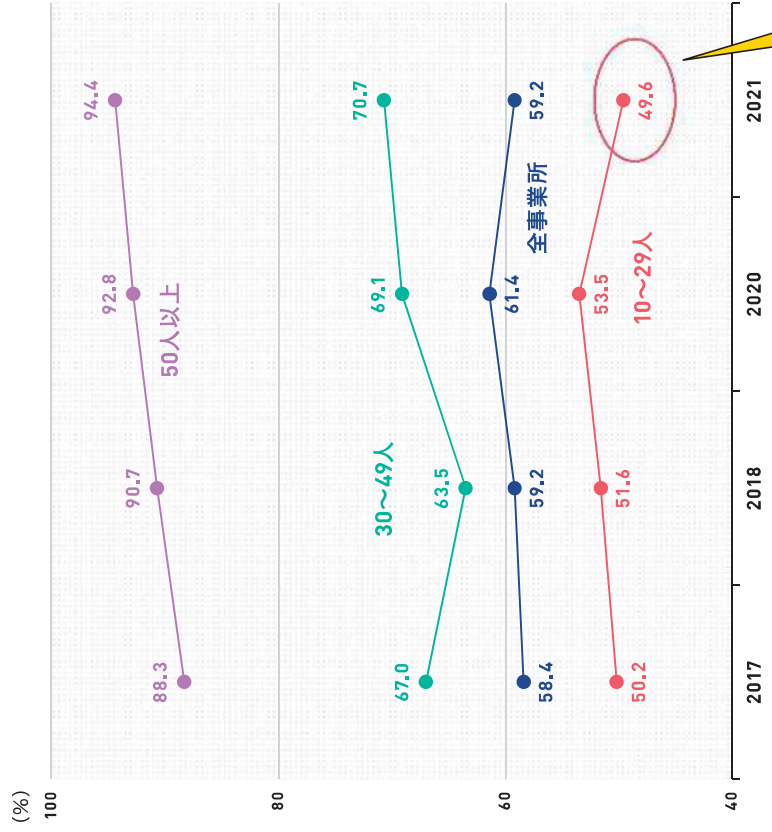


注：自殺には未遂を含む（出典：脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況）

メンタルヘルス対策を取り巻く現状

重点⑦

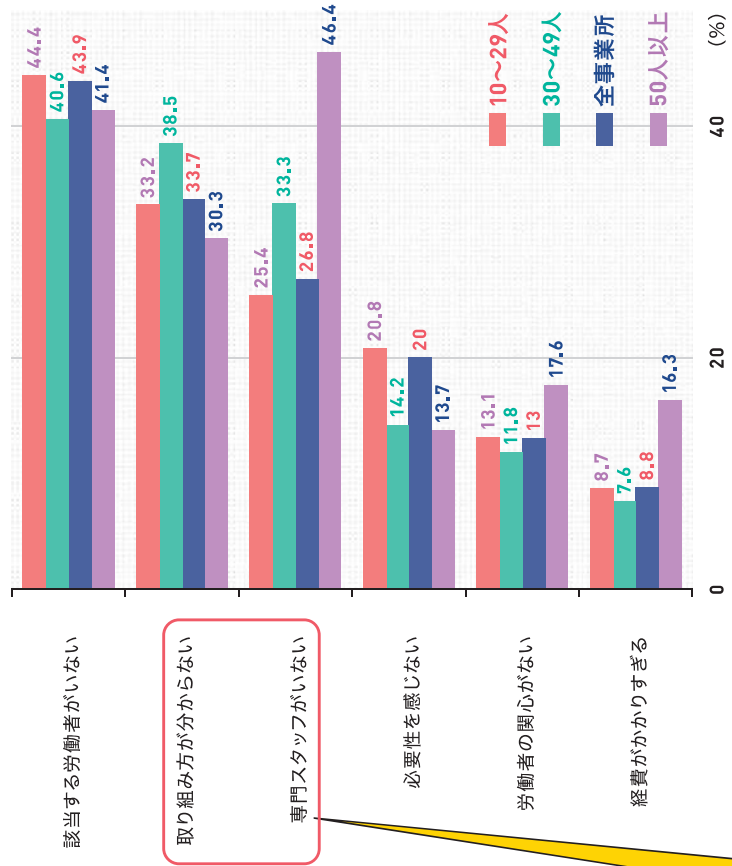
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合(事業所の規模別)



小さい規模の事業場ほど、メンタルヘルス対策が低調

出典:労働安全衛生調査(実態調査)

メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由(2020年)



メンタルヘルス対策が低調な理由として、ノウハウの不足、専門人材の不足が挙げられる

出典:労働安全衛生調査(実態調査)

労働者の健康確保対策の推進

重点⑦

事業者に取り組んでももらいたいこと

POINT 01 メンタルヘルス対策

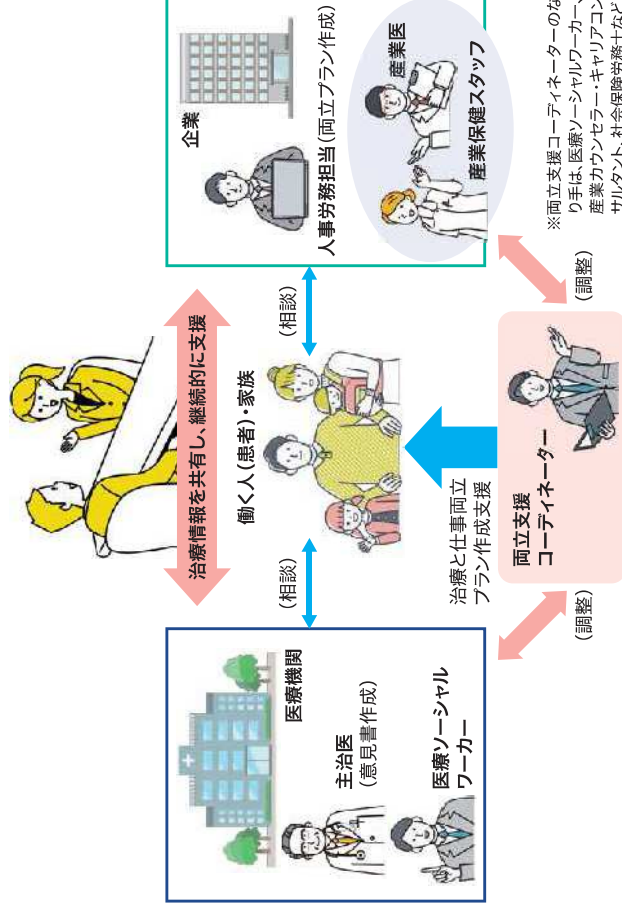
- ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェックの結果をもとに**集団分析を行い、職場環境の改善を実施**。
- 職場のハラスメント防止対策に取り組む。

POINT 02 過重労働対策

- **長時間労働者への医師による面接指導**や、産業保健スタッフ（保健師、看護師等）による**相談支援を受けるよう勧奨** 他

POINT 03 産業保健活動の推進

- 事業場の状況に応じて必要な産業保健活動の実施。
- **治療と仕事の両立**において、**支援を必要とする労働者が申し出しやすいよう、職場環境の整備や面立支援コーディネーター**を活用した円滑な支援を図る。



【相談先】産業保健総合支援センター(さんぽセンター)
: <https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/default.aspx>

事業者に取り組んでいただきたい内容(2027年まで)(アウトプット指標)

- **メンタルヘルス対策**に取り組む事業場を**80%以上**とする。
- **50人未満**の小規模事業場の**ストレスチェック実施の割合を50%以上**
- 必要な産業保健サービスを提供している事業場を80%以上とする。
- 企業の年次有給休暇の取得率を70%以上(2025年まで)
- 勤務間インターバル制度を導入している企業を15%以上(2025年まで)

取組の成果として得られる結果(2027年まで)(アウトカム指標)

- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、**ストレス**があるとする**労働者**を**50%未満**(2027年まで)
- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、**週労働時間60時間以上の雇用者**を**5%以下**(2025年まで)

産業保健活動総合支援事業のご案内

産業保健総合支援センター

※47都道府県に設置

- 産業保健スタッフ、事業主等に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を実施
- ・産業医等産業保健スタッフ向け **専門的研修**、事業主等向け **相談対応**
- ・メンタルヘルス対策や両立支援の専門家による **個別訪問支援**
- ・事業主・労働者等に対する啓発セミナー 等

地域産業保健センター

※産業保健総合支援センターの下、全国約350カ所に設置

- 産業医、保健師を配置し、小規模事業場への支援を実施
- ・ **長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導**
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談 等

団体経由産業保健活動推進助成金

対象者：事業主団体等や労災保険の特別加入団体

補助対象：**傘下の中小企業等に対し**、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の

職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために、**産業医等と契約し、その活**

動に要した経費の一部

補助率：**80%**

上限額：**100万円** ＊1団体につき年度ごとに1回限

（お問合せ先）

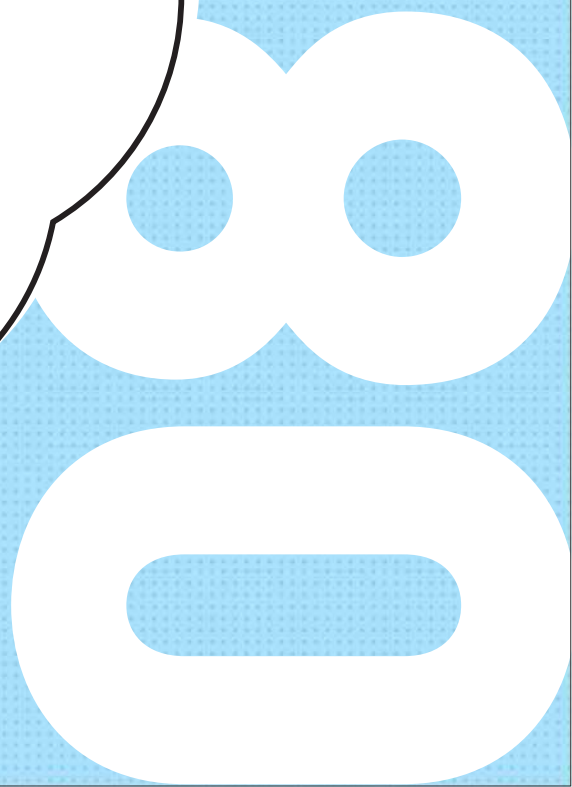
（独）労働者健康安全機構
産業保健総合支援センターへの
お問合せ：**0570-038046**

助成金に関する

お問合せ：**0570-783046**

化学物質等による 健康障害防止対策の推進

● 化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線



化学物質による労働災害を取り巻く現状

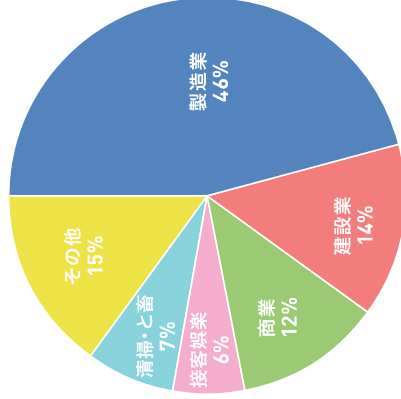
重点⑧

個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害が全体の約8割

化学物質による労働災害発生状況(令和3年)

起因物	件数
有害物	156
爆発性の物等	13
可燃性のガス	38
爆発性の物等	16
その他の危険物、有害物	249
合計	472

出典：労働者死傷病報告



出典：労働者死傷病報告

化学物質の性状に関連の強い労働災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)が年間約500件発生

製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も多い

災害事例①



食品製造工場の通路において、次亜塩素酸ナトリウムを含有するカビ取り用洗剤を使用して、通路の壁のカビ取り作業を行っていた際に、汚れの落ちが悪いため、通常500倍に希釈して作業するところ、洗剤を希釈せずに原液のまま使用した。帰宅後、息苦しい等の症状が発生したため病院を受診したところ、次亜塩素酸ナトリウム中量と診断された。

災害事例②



化学工場内における廃棄物焼却炉の定期補修工事で、耐火物へ耐火物の硬化時間促進剤である急結剤の吹付け作業を行っていた。その際、ノズルとホースの接続部から飛散した強アルカリの急結剤が作業員3名の皮膚に付着したことに伴い、3名とも薬傷(化学性皮膚炎)を負った。

出典：労働者死傷病報告

重点事項ごとの具体的取組

重点⑧

PAGE 43

⑧化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質による健康障害防止対策）

危険性・有害性が確認されたすべての化学物質について、ばく露される程度を最小限度とする（一部物質については国が定める濃度基準値以下とする）ことにより、労働者の健康障害を防止する必要がある

事業者に取り組んでもらいたいこと

■ 従来の個別規制に加えて、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認されたすべての化学物質について、

・危険性・有害性の情報の伝達（譲渡・提供時のラベル表示・SDSの交付）

* SDSには、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」も記載

・リスクアセスメントを実施（製造・取り扱い時）する

・労働者がばく露する濃度を国が定める濃度基準値以下に管理する

・薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐため、労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋等適切な保護具を使用させる

事業者に取り組んでいただきたい内容（2027年まで）（アウトプット指標）

危険性又は有害性が把握されている化学物質のうち、

- 義務対象となっていない物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を、2025年までにそれぞれ80%以上とする。
- 義務対象となっていない物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とする。その上で、リスクアセスメントの結果により労働者の危険又は健康障害を防止する必要な措置をしている事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

取組の成果として得られる結果（2027年まで）（アウトカム指標）

化学物質の性状に関連の強い死傷災害*の件数を2018年から2022年までの5年間で比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。

※有害物等との接触、爆発、火災によるもの

目標達成に向けて国等が取り組むこと



- GHS分類・モデルSDS作成、クリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の改修や周知等
- 業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアル作成支援
- 中小事業者向けの化学物質管理に関する相談窓口・訪問指導・人材育成（講習会）の機会を提供

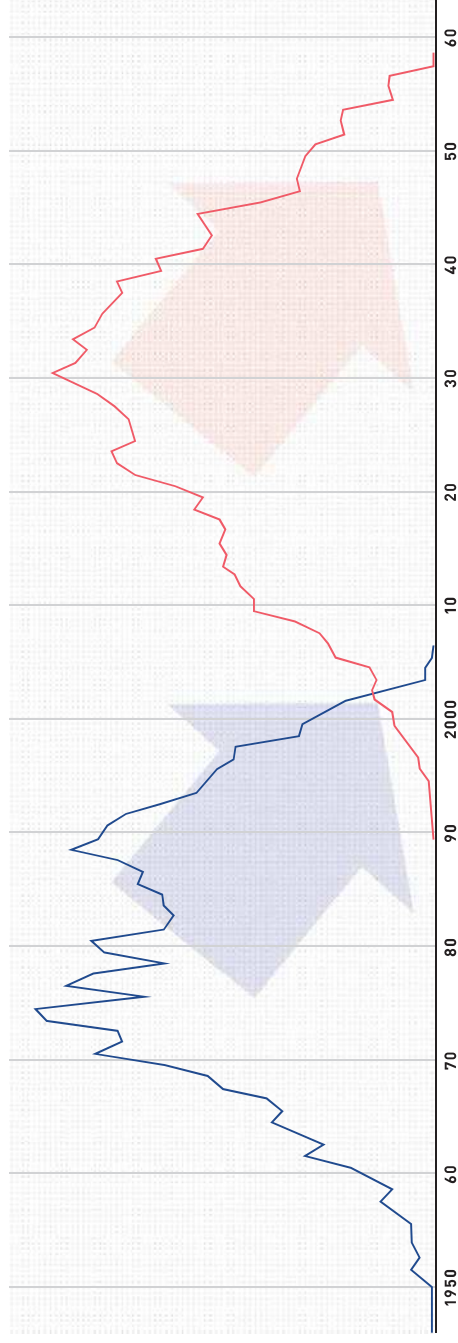
労働者の石綿健康障害防止対策の強化

重点⑧

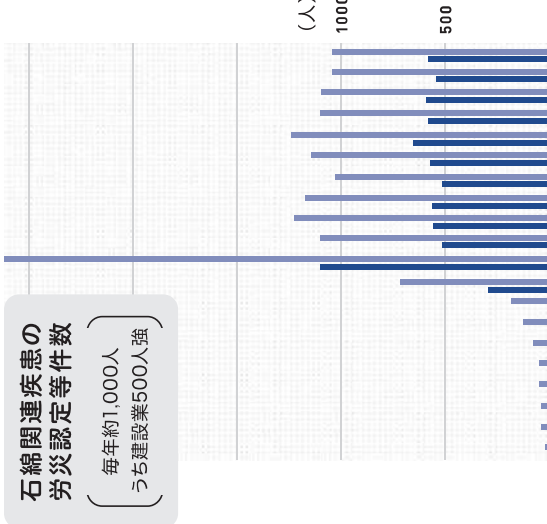
PAGE 44

- 過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの労災認定
- 石綿使用建築物の解体棟数は2030年頃のピークに向けてさらに増加
- 今後の石綿使用建築物の解体工事で石綿ばく露防止対策の強化が必要

石綿輸入量



石綿使用可能性のある建築物の解体棟数(推計)



CHECK | 今後の解体工事等で取り扱われる石綿により健康障害を発生させないことが重要

重点⑧

⑧化学物質等による健康障害防止対策の推進（石綿、粉じんによる健康障害防止対策）

事業者に取り組んでももらいたいこと

■ **建築物石綿含有建材調査講習を修了した者等による事前調査(*1)**を確実に実施。

■ **調査結果に基づき適切に石綿ばく露防止対策を講じる**

*1 令和5年10月施行（工作物の事前調査は令和8年1月施行）

*2 国等は、関係省庁との連携や解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）の配慮義務について周知等を図る

■ 第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、**呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底**等による自主的取組を推進する

その工事、
「石綿」が含まれて
いませんか？



自社の建築物等でアスベストを使用する製品がないか、ご確認ください

事前の措置	解体作業時の措置	管理
事前調査結果等（一定規模以上の工事等が対象）↓ 報告		
レベル1 石綿含有吹付け材 	発生源対策 ○ 湿潤化 ばく露防止対策 ○ 呼吸用保護具 ○ 保護衣 関係者以外の立入禁止	保護具等の管理 健康診断 調査結果の3年保存、現場への備え付け
レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認等	
レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材 	隔離 ※ 負圧は不要 石綿作業主任者の選任 付着物の除去 飲食喫煙の禁止 掲示	作業状況等の写真等による記録（3年保存）

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等）に使用：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

⑧化学物質等による健康障害防止対策の推進（熱中症、騒音による健康障害防止対策）

事業者に取り組んでももらいたいこと【熱中症対策】

- 作業場所の暑さ指数を測定し、暑さ指数低減のために屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置

事業者に取り組んでいただきたい内容
(2027年まで)(アウトプット指標)

熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場を2023年と比較して増加

取組の成果として得られる結果
(2027年まで)(アウトカム指標)

増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※
を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

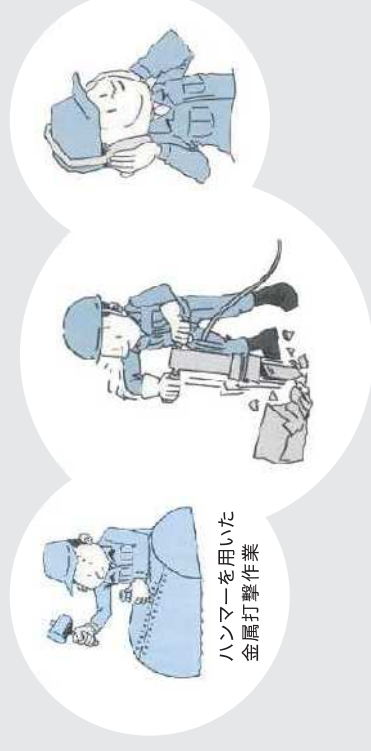
- あらかじめ労働衛生教育を行い、管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認、周知する
- 労働者に日常の健康管理を意識、暑熱順化、定期的に水分・塩分を摂取、異変を感じたら躊躇なく周囲の者に申し出、をさせる。

* 国では、熱中症予防の先進的事例を紹介、労働者向けの教育ツールを提供



事業者に取り組んでももらいたいこと【騒音対策】

- 作業場の騒音レベルを評価し、騒音源の低騒音化・除去のほか、遮音などの対策を実施
- 必要かつ十分な遮音値の聴覚保護具を労働者に着用させる
- 半年以内ごとに1回(雇入れの際または配置替えの際に)、健康診断を実施



CHECK | 騒音性難聴は治療困難な障害のため、予防対策が重要です

騒音障害防止ガイドライン
対象事業場について、騒音レベルを把握し、聴力検査、必要な保護具等を選定する必要がある。

重点取組

[illegible]

重点事項ごとの具体的取組

重点⑧

⑧化学物質等による健康障害防止対策の推進（電離放射線による健康障害防止対策）

事業者に取り組んでもらいたいこと

■ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業や帰還困難区域等で行われる除染等の作業に従事する労働者に対して
安全衛生管理①被ばく線量管理、②被ばく低減対策、③健康管理等）を徹底する

■ 医療従事者の被ばく線量管理と被ばく低減対策の取組を推進するほか、被ばく線量の測定結果の記録等の保存を徹底する

＊ 国等では、医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援

適切な数の線量バッジ等を装着しましょう

不均等被ばくの場合

「不均等被ばく」とは、体に受ける被ばく線量が均等でないことをいいます。防護エプロンを使用する場合などが該当します。

放射線線量計（線量バッジ等）が2個以上必要です。

均等被ばくの場合の装着位置に加えて、体幹部及び末端部のそれぞれについて、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位に装着。

装着例

体幹部の装着位置

体幹部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位

※ 最も多く放射線にさらされる部位が、均等被ばくの場合と同一であるときは、放射線測定部の追加は不要です。

末端部の装着位置

末端部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位

※ 末端部の被ばく線量が体幹部の被ばく線量を下回る場合、放射線測定部の追加は不要です。

2個以上放射線線量計を装着し、被ばく線量を見える化して健康障害を防止しましょう

均等被ばくの場合の装着位置

方針の表明

放射線被ばく管理の基本的な考え

目標の設定

被ばく線量低減の目標

リスクアセスメント

使用機器・手技等ごとに想定される被ばく線量の評価

計画の作成

リスクアセスメントを踏まえた、目標を達成するための具体的な実施内容

P

計画の実施

計画を適切かつ継続的に実施・運用する手順を定め、この手順に従い適切かつ継続的に実施・運用する。

D

システムの評価

計画が着実に実施・運用されているか、目標は達成されつつあるか等について日常的な点検・改善を行うとともに、システムの評価として監査を行う。

C

システムの改善

システムの妥当性と有効性を評価し、システム全体を包括的に見直し、改善する。

A

放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム

厚生労働省では、医療従事者の被ばく低減に向けたマネジメントシステムの導入に向け、**研修会等を行っています**ので是非ご活用ください。